

緊急事態宣言の解除

今年のゴールデンウィークは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、特別措置法に基づく緊急事態宣言が出された中での大型連休となりました。例年であれば大勢の人々でごった返す駅や空港は、閑散とした異様な光景となりました。JR各社によれば、ゴールデンウィーク期間中の新幹線や在来線特急の利用者数は9割以上減少したとのことです。また、航空主要11社のゴールデンウィーク期間中の予約数は、昨年より国内線で89%、国際線では97%減少したとしています。国民の多くが不要不急の外出自粛の要請を受けて、予定していた帰省や旅行の計画を取り止めた結果と思われます。

ゴールデンウィーク明けの5月6日までとされていた全国の緊急事態宣言は5月31日まで延期されましたが、国民の多くがゴールデンウィーク期間中の外出を我慢した成果が現れ、新型コロナウイルスの新規感染者数は全国で2桁台のレベルまで減少するに至りました。

政府はこうした状況を受けて、14日に新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議及び基本的対処方針等諮問委員会の意見を踏まえ、特定警戒区域外とされた34県と特定警戒区域の茨城、石川、岐阜、愛知、福岡の5県を加えた39県について、5月末日までの期限を待たずに緊急事態宣言を解除することを決定しました。北海道、東京都、大阪府等の8都道府県についても、明日21日に改めて専門家の意見を聴いたうえで、可能であれば緊急事態宣言を解除する考えを示しました。

今般の措置にあたって、専門家会議が示した緊急事態宣言解除の水準は、直近1週間の新規感染者数が前週を下回り、人口10万人あたり0.5人未満程度であること。重症患者が減少傾向で医療提供体制が逼迫していないこと等が示されています。緊急事態宣言は一部地域で解除されましたが、感染のリスクが無くなったわけではありません。国民一人一人が引き続き手洗いやマスクの着用、3密の回避、そして新しい生活様式の実践等をしていくことが重要となっています。

新型コロナウイルス感染症に対する予防薬や治療薬を早期に開発することが、人々の不安解消につながるものと思います。厚生労働省は5月7日、米国ギリアド・サイエンシズ社がエボラ出血熱の治療薬として開発した「レムデシビル」を新型コロナウイルス感染症の治療薬として初めて承認しました。これは、米国FDAが本品の緊急使用許可（Emergency Use Authorization）したことを受けて、薬機法に基づく特例承認がなされたものです。

また、新型インフルエンザ治療薬の「ファビピラビル（アビガン）」等、複数の既存薬の臨床研究も行われていますが、新型コロナウイルス感染症を対象と

した、有効性、安全性に優れたワクチンや抗ウイルス薬の早期開発に期待したいと思います